

令和6年度 南あわじ市障害者就労施設等優先調達方針

1. 趣旨

南あわじ市では「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2. 方針の適用範囲

この方針は、南あわじ市の全組織を対象とする。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

ア就労移行支援事業所

イ就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ生活介護事業所

エ地域活動支援センター

（2）障害者を多数雇用している企業等

【企業等】

ア障害者雇用促進法の特例子会社

イ重度障害者多数雇用事業所（次の全ての条件を満たす事業所）

① 障害者の雇用数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

（3）在宅就業障害者等

【在宅就業障害者等】

ア在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4. 調達する物品等

市が障害者就労施設等から調達する物品等は次にとおりとする。（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする）

（1） 物品

消耗品、各種記念品、食料品、その他

(2) 役務

印刷、清掃、除草作業、その他

5. 調達目標

各年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

目標額：160 万円

6. 調達の実施

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに本市各部署に対し障害者就労施設等からの優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を本市各部署において十分検討する。

7. 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、翌年度に概要を取りまとめのうえ市のホームページにより公表する。